明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○宇宙資源の探査及び開発に関する法律（八三）　四
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（八四）　五
〔政　令〕
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（一七六）　九
○炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（一七七）　一三
○海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七八）　一四
○海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一七九）　一五
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務六二）　一五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇九）　一五
○海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通四二）　一九
〔告　示〕
○大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件（財務一六七）　二四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働二四五）　三五
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二四六）　三六
○放射性医薬品基準の一部を改正する件（同二四七）　三六
○東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示及び指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁二三）　三九
○台風の接近等に伴う船舶の航行の制限に関する告示を廃止する告示（同二四）　四〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会公示送達関係　九五
会社その他
会社決算公告　九六

本号で公布された法令のあらまし

◇宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（法律第八三号）（内閣府本府）

1　目的等

(一)　この法律は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、同法に基づき宇宙活動に係る規制等について定める人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下「宇宙活動法」という。）の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　この法律に用いる用語の定義を定めることとした。（第二条関係）

2　人工衛星の管理に係る許可の特例等

(一)　宇宙資源の探査及び開発を人工衛星の利用の目的として行う人工衛星の管理に係る宇宙活動法の許可（2において「宇宙資源の探査及び開発の許可」という。）を受けようとする者は、宇宙活動法に定める事項のほか、申請書に次に掲げる事項を定めた計画（以下「事業活動計画」という。）を併せて記載しなければならないこととした。（第三条関係）

(1)　当該宇宙資源の探査及び開発の許可の申請に係る人工衛星を利用して行おうとする宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の目的

(2)　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の期間

(3)　宇宙資源の探査及び開発を行おうとする場所

(4)　宇宙資源の探査及び開発の方法

(5)　(2)から(4)までに掲げるもののほか、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の内容

(6)　その他内閣府令で定める事項